

健全化判断比率等に基づく 令和7年度末貸付残高の分類

令和7年度の機構貸付残高22兆5,640億円のうち、22兆5,627億円、99.99％は、地方公共団体向けの貸付債権となっております。

近年、一部の地方公共団体において、公債費の増大により、財政が硬直化する団体が見られるようになりました。国は、そのような地方公共団体及び地方公営企業の財政を、早期に健全化させるため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）を制定し、財政の硬直化が見られる地方公共団体及び地方公営企業における早期健全化を進めています。

機構では、財政健全化法による分類をもとに、地方公共団体・地方公営企業の財政状況を把握するとともに貸付残高の分類を行い、債権管理を実施しております。

1. 地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）への貸付残高の状況

(単位：百万円)

財政健全化法による分類	団体数	令和7年度末 貸付残高	割合	団体数	令和6年度末 貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	8,607	0.04％	1	8,816	0.04％	0	-208	0.00％
財政健全化団体	0	0	0.00％	0	0	0.00％	0	0	0.00％
健全団体	2,163	22,554,102	99.96％	2,154	22,688,934	99.96％	9	-134,831	0.00％
合計	2,164	22,562,710	100.00％	2,155	22,697,751	100.00％	9	-135,040	

(注) 1. 地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）への貸付残高は、各地方公共団体への一般会計債、臨時財政対策債、減収補填債及び公営企業債の貸付残高の合計です。

2. 都道府県・市区町村、一部事務組合等の残高に地方道路公社（3）1,367百万円を加えると、令和7年度末貸付残高は22,564,078百万円となります。 3. 「令和7年度末貸付残高」は、総務省が令和7年度に発表した「令和6年度決算に基づく健全化判断比率（確報値）」により分類しています。

4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがあります。

5. 「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体です。

6. 「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体です。

7. 「健全団体」とは、前記5、6以外の団体です。

2. 地方公営企業への貸付残高の状況

(単位：百万円)

財政健全化法による分類	事業 主体数	令和7年度末 貸付残高	割合	事業 主体数	令和6年度末 貸付残高	割合	増減		
							事業 主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	1	3,558	0.03％	0	0	0.00％	1	3,558	0.03％
健全企業	4,763	11,256,251	99.97％	4,805	11,355,902	100.00％	-42	-99,651	-0.03％
合計	4,764	11,259,809	100.00％	4,805	11,355,902	100.00％	-41	-96,092	

(注) 1. 「令和7年度末貸付残高」は、総務省が令和7年度に発表した「令和6年度決算に基づく資金不足比率（確報値）」により分類しています。

2. 「令和7年度末貸付残高」及び「令和6年度末貸付残高」は、1の内数です。

3. 事業主体数とは、地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）が所管する各事業数です。

4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがあります。 5. 「経営健全化企業」とは、財政健全化法に基づき、経営健全化計画を定めている事業主体です。

6. 「健全企業」とは、前記5以外の事業主体です。